

専任特例2号の適用に係る確認事項

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第26条第3項第2号(以下「専任特例2号」という。)の適用にあたり、以下のとおり報告します。

1 専任特例2号を適用する工事

監理技術者 (予定)		氏名		
		技術検定種目		
希望申込み案件	件名			
	契約番号			
	監理技術者 補佐 (予定)	氏名		
		技術検定種目		
		雇用関係の確認	☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ☐ その他	
現に履行中の工事 (または今後配置を 予定している工事)	発注者			
	工事主管部署			
	担当者及び連絡先			
	契約件名			
	施工場所			
	工事内容	維持工事に該当	☐ する	☐ しない
	契約金額(税込)			
	工事期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
	CORINS登録番号			
	監理技術者補佐 氏名(予定)			
(備考)				

配置予定の監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

- ※1 監理技術者補佐の資格確認資料の写し
- ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
 - ③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等
- ※2 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し
- ① 住民税特別徴収税額通知書 ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等

2 要件への適合

☐ 専任特例2号を適用するにあたって、次の要件に基づき実施します。	
	1) 当該工事の予定価格が土木工事、土木設備工事(電気・機械)、電気設備工事または機械設備工事において3億円(建築工事または建築設備工事においては2億円)以下であり、当該工事において専任特例2号による専任配置の特例が認められていること。
	2) 兼務する工事が維持工事でないこと。 ※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
	3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
	4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	5) 監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	6) 監理技術者が兼務する工事の数は本工事を含め同時に2件までであること。
	7) 各工事の施工場所は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあり、本工事の発注予定表及び特記仕様書等で兼務が認められている範囲内であること。
	8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
	9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

注: 上記にレ又は■を記載する。

3 その他

☐	配置を予定している監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項第2号の規定を適用できることを確認しています。 また、各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ています。
☐	以下の留意点について確認しています。
	契約後、各要件(兼務先における要件を含む)が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する必要があること。
	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となる場合があること。

注: 上記にレ又は■を記載する。